

令和 2 年度 佐賀県ひきこもり地域支援センター事業業務仕様書

この業務仕様書は、佐賀県が実施する「佐賀県ひきこもり地域支援センター事業」業務委託に係る委託先事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様等を明らかにし、企画提案に参加する者に対し提案に際しての指針を示すものである。

1 事業の目的

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3 委託料上限額

12,520 千円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

ただし、予算議決が得られない場合は、事業の中止があります

4 事業内容

(1) ひきこもり本人又は家族等からの相談支援

- ・ 来所及び電話、アウトリーチ等による要支援者の発見、相談支援を行う。
- ・ 相談支援にあたる人員は 3 名体制とする。
- ・ 開設時間は、原則、週 5 日以上、1 日 7 時間、週 35 時間を目安とする。ただし、相談支援にあたる 3 名の勤務時間は 1 日 7.75 時間とし、開設時間外の 0.75 時間については、相談支援の準備、記録・管理等に充てるものとする。
- ・ 心理面での相談にも対応できるように、3 名のうち 1 名はひきこもりに関する相談対応が可能な専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の有資格者）を配置する。また、県内全域の訪問支援のニーズに対応するため、ひきこもり支援に経験及び知識を有し、原則として訪問支援（出張相談、関係機関や市町等への後方支援を含む）のみを行う訪問相談支援員を上記専門職とは別に配置する。

(2) 連絡協議会の設置

- ・ 対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置、または関係機関からなる既存の協議会等に参加し、情報交換等各機関間で恒常的な連携及び支援が確保できるよう努める。
- ・ 連絡協議会は、原則、年 1 回以上開催するものとする。

(3) 情報発信

- ・ リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行う。
- ・ リーフレットは、原則、1000 部以上作成するものとする。

- (4) ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援
 - ・生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業者等ひきこもり支援を行う関係機関や市町村において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応等を行う。
- (5) 受け付けた相談の記録・管理
 - ・四半期毎の相談実施状況については、第1四半期は7月10日までに、第2四半期は10月10日までに、第3四半期は1月10日までに、第4四半期は3月31日までに事業実施状況報告書(別紙1)を提出することにより県へ報告し、委託期間終了後は速やかに完了報告書(別紙2)を提出する。
- (6) 受け付けた相談を、専門の相談機関・団体または協議会の指定支援機関へつなげる
 - ・(5)の相談実施状況の内訳として、紹介元と紹介(連携)先についても毎月報告する。
- (7) その他のひきこもり対策推進事業
 - ・上記(1)から(6)までの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業(支援者の資質向上等)を実施する。

5 実施要件

- (1) 支援対象者
 - 全年齢層のひきこもりの状態にある本人や家族等。
- (2) 費用
 - 本事業で行う相談(臨床心理士によるカウンセリングを含む)の費用は支援対象者からは徴収しない。
 - ただし、市販の心理検査等を用い判定を行う場合は、支援対象者又はその保護者等の了承を得て、その検査に要する実費相当分を本人負担とする。又、医療機関による診断が必要な場合も、支援対象者又はその保護者等の了解を得て、その診断に要する経費は本人負担とする。
- (3) 相談場所等
 - 本人及び家族等が相談しやすいよう、立地等を考慮したうえで相談場所を定めること。また、遠方の支援対象者の利便性の向上のため、1カ月に4日以上、相談場所を定めた市町以外の市町に出張相談を行うこと。

6 その他の条件等

- (1) 事業担当者の報告
 - 受託者は、業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者を担当者として定め、県に報告すること(担当者を複数置いた場合は、責任者を1人定めること)。
- (2) 個人情報の保護
 - 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、佐賀県情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。
 - 佐賀県情報セキュリティポリシーの概要は県ホームページを参照すること。
- (3) 再委託の制限

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(4) 権利の帰属

本業務にかかる帳簿書類の著作権は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。

本業務のため作成した資料等に係る著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から保有する特許権、著作権等を適用したものについては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとする。

(5) この他、事業実施に当たっては県と十分に連携を図るとともに、必要な事項は協議すること。